

平成27年11月16日  
鳥取県公報号外第108号別冊  
(3分冊の1)

平成26年度決算に係る  
定期監査結果報告書

平成27年11月

鳥 取 県 監 査 委 員



第 8 5 号  
平成27年11月16日

鳥 取 県 議 会 議 長	齊 木 正 一	様
鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治	様
鳥 取 県 教 育 委 員 会 委 員 長	中 島 諒 人	様
鳥 取 県 公 安 委 員 会 委 員 長	増 谷 立 夫	様
鳥 取 県 人 事 委 員 会 委 員 長	曾 我 紀 厚	様
鳥 取 県 労 働 委 員 会 会 長	濱 田 由 紀 子	様

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏

鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 上 村 忠 史

鳥取県監査委員 森 雅 幹

### 定 期 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成26年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。



<b>第 1 監査結果報告</b> .....	1
<b>1 監査の概要</b> .....	1
(1) 監査の対象及び着眼点.....	1
(2) 監査の実施方法.....	1
(3) 監査対象機関の数.....	1
(4) 監査実施期間.....	2
(5) 監査の執行者.....	2
<b>2 監査結果</b> .....	2
(1) 概要.....	2
(2) 実施機関別の状況.....	4
ア 未来づくり推進局.....	4
イ 危機管理局.....	4
ウ 総務部.....	5
エ 地域振興部.....	6
オ 文化観光スポーツ局.....	6
カ 福祉保健部.....	7
キ 生活環境部.....	8
ク 商工労働部.....	9
ケ 農林水産部.....	9
コ 県土整備部.....	11
サ 総合事務所.....	11
シ 会計管理者.....	12
ス 企業局.....	13
セ 病院局.....	13
ソ 教育委員会.....	13
タ 警察本部.....	15
チ 各種委員会等.....	16
ツ 県議会事務局.....	16

<b>第2</b>	<b>監査意見</b> .....	17
<b>1</b>	<b>元気づくり総本部及び商工労働部共通</b>	
	県内出身大学生のUターン促進について (とっとり暮らし支援課及び就業支援課) .....	17
<b>2</b>	<b>観光交流局</b>	
	国際交流について (交流推進課) .....	17
<b>3</b>	<b>福祉保健部</b>	
	がん対策の推進について (健康政策課) .....	18
<b>4</b>	<b>生活環境部</b>	
	バイシクルタウン構想について (環境立県推進課).....	18
<b>5</b>	<b>会計管理者</b>	
	物品の適正な管理について (庶務集中局) .....	19
<b>6</b>	<b>教育委員会</b>	
	教職員の多忙感解消の取組みについて (教育総務課) .....	19
<b>7</b>	<b>警察本部</b>	
	交通死亡事故対策について (警察本部) .....	20
<b>第3</b>	<b>定期監査の重点事項の調査結果</b>	
○	委託業務に係る契約内容及び履行確認等について.....	21
(参	考1) 平成26年度決算に係る定期監査の処置の概要.....	27
(参	考2) 監査処置基準等について.....	28

## 第1 監査結果報告

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

#### (2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### ア 実地監査

監査対象機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

##### イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

#### (3) 監査対象機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監 査 を 実 施 した機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	135	135	100	35
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	52	52	24	28
警 察 本 部	10	10	5	5
各 種 委 員 会 等	3	3	2	1
議 会 事 務 局	1	1	0	1
	(210)	(210)	(165)	(45)
合 計	207	207	137	70

注1 機関数は、総合事務所の各局及び各試験場をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の（ ）は前年度の数である。

#### (4) 監査実施期間

平成27年3月4日から9月3日まで

#### (5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	岡本	康宏
同	湯口	夏史
同	山根	朋洋（平成27年6月30日から）
同	上村	忠史（平成27年5月8日から）
同	森	雅幹（平成27年5月8日から）
同	伊木	隆司（平成27年6月29日まで）
同	浜田	妙子（平成27年4月29日まで）
同	安田	優子（平成27年4月29日まで）

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 上村忠史及び森雅幹は、議会事務局について監査を行っていない。

## 2 監査結果

### (1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を**指摘事項**とし、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

#### 監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。） に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの



また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを**注意事項**として、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 予算事務

債務負担行為設定年度経過後の複数年契約の締結

イ 収入事務

多額の未収金、調定金額の誤り、調定の遅延その他の収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支出金額の誤り、契約伺への債務負担行為の議決書等の写しの未添付その他の支出事務手続の不適正

エ 契約事務

契約締結事務手続の遅延、契約書に定める書類の受理の遅延その他の契約事務手続の不適正

オ 補助金等事務

交付申請書の受理の遅延、実績報告書の受理の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正

カ 工事の執行事務

変更契約に係る協議手続の未実施

キ 財産管理事務

物品出納簿と現物との未照合、タクシーチケット利用承認(報告)簿の確認の不備その他の財産管理事務手続の不適正

ク その他の事務

出納員の任免手続の遅延その他の事務手続の不適正

## (2) 実施機関別の状況

### ア 未来づくり推進局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企画課	平成27年8月25日	実地監査
広報課	平成27年6月30日	〃
県民課	平成27年8月18日	〃
鳥取力創造課	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。（広報課）

### イ 危機管理局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
危機管理政策課	平成27年8月4日	書面監査
危機対策・情報課	平成27年8月6日	実地監査
原子力安全対策課	〃	〃
消防防災課	平成27年6月30日	〃
消防防災航空センター	平成27年6月23日	〃
消防学校	平成27年8月3日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 住民が主体となった防災体制構築支援事業委託契約について、契約書に定める事業実施計画書の受理が遅延しているものがあった。  
(消防防災課)

ウ 総務部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
総務課	平成27年9月1日	実地監査
財政課	平成27年8月19日	〃
政策法務課	平成27年8月17日	書面監査
税務課	平成27年8月24日	〃
営繕課	平成27年6月30日	実地監査
行政監察・法人指導課	平成27年8月17日	書面監査
情報政策課	平成27年8月6日	実地監査
東京本部	平成27年4月16日	〃
関西本部	平成27年4月15日	〃
名古屋代表部	平成27年8月20日	書面監査
人事企画課	平成27年8月19日	実地監査
業務効率推進課	〃	〃
財源確保推進課	〃	〃
職員人材開発センター	平成27年8月24日	書面監査
福利厚生課	平成27年8月19日	実地監査
人権・同和対策課	平成27年8月24日	〃
公文書館	平成27年3月12日	〃
東部県税事務所	平成27年6月16日	〃
中部県税事務所	平成27年5月25日	〃
西部県税事務所	平成27年8月24日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 行政財産使用料（建物等）について、調定金額に誤りがあった。（東部県税事務所）

**エ 地域振興部**

（ア） 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
地域振興課	平成27年8月24日	書面監査
とっとり暮らし支援課	平成27年8月18日	実地監査
交通政策課	〃	〃
教育・学術振興課	平成27年8月26日	〃
統計課	平成27年7月31日	書面監査
男女共同参画推進課	平成27年8月20日	実地監査
東部振興課	平成27年9月1日	〃
男女共同参画センター	平成27年8月6日	書面監査

（イ） 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

**オ 文化観光スポーツ局**

（ア） 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
文化政策課	平成27年9月1日	実地監査
交流推進課	平成27年6月30日	〃
観光戦略課	平成27年8月20日	〃
スポーツ課	〃	〃
まんが王国官房	平成27年8月6日	〃

（イ） 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取旅行商品販売促進のための情報発信業務委託契約について、契約期間終了後に契約を締結していた。（観光戦略課）
- 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。（観光戦略課）

カ 福祉保健部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
福 祉 保 健 課	平成27年 9 月 3 日	実 地 監 査
障 が い 福 祉 課	平成27年 8 月 24 日	〃
長 寿 社 会 課	平成27年 9 月 1 日	〃
全国障がい者芸術・文化祭課	平成27年 3 月 4 日	〃
子 育 て 応 援 課	平成27年 8 月 24 日	〃
青 少 年 ・ 家 庭 課	平成27年 8 月 26 日	〃
子 ども 発 達 支 援 課	平成27年 8 月 24 日	〃
健 康 政 策 課	平成27年 8 月 20 日	〃
医 療 政 策 課	平成27年 8 月 25 日	〃
医 療 指 導 課	〃	〃
東 部 福 祉 保 健 事 務 所	平成27年 7 月 15 日	〃
保 育 専 門 学 院	平成27年 8 月 26 日	書 面 監 査
福 祉 相 談 セ ン タ ー	平成27年 6 月 16 日	実 地 監 査
倉 吉 児 童 相 談 所	平成27年 4 月 21 日	〃
米 子 児 童 相 談 所	平成27年 5 月 21 日	〃
喜 多 原 学 園	平成27年 8 月 25 日	書 面 監 査
皆 成 学 園	平成27年 5 月 25 日	実 地 監 査
総 合 療 育 セ ン タ ー	平成27年 7 月 29 日	〃
鳥 取 療 育 園	平成27年 6 月 16 日	〃
中 部 療 育 園	平成27年 8 月 20 日	書 面 監 査
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	〃	〃
鳥 取 看 護 専 門 学 校	平成27年 3 月 18 日	実 地 監 査
倉 吉 総 合 看 護 専 門 学 校	平成27年 8 月 25 日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 看護職員研修事業費補助金について、交付決定が遅延していた。(医療政策課)
  
- 鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。(青少年・家庭課)
  
- 県立福祉人材研修センターの職員駐車場に係る行政財産の目的外使用許可について、許可手続が遅延していた。(長寿社会課)

キ 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
環境立県推進課	平成27年9月1日	実地監査
水・大気環境課	平成27年8月25日	書面監査
衛生環境研究所	〃	〃
循環型社会推進課	〃	実地監査
緑豊かな自然課	平成27年8月26日	〃
砂丘事務所	平成27年8月25日	書面監査
くらしの安心推進課	平成27年8月18日	実地監査
消費生活センター	平成27年3月17日	〃
住まいまちづくり課	平成27年8月25日	書面監査
東部生活環境事務所	平成27年7月15日	実地監査
食肉衛生検査所	平成27年4月22日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 雑入（県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金）について、多額の未収金があり、収納の努力が不十分であった。（住まいまちづくり課）

ク 商工労働部

（ア） 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
商工政策課	平成27年9月1日	実地監査
立地戦略課	平成27年8月26日	〃
経済産業総室	平成27年8月25日	〃
雇用人材総室	平成27年8月18日	〃
販路拡大・輸出促進課	平成27年8月24日	書面監査
食のみやこ推進課	平成27年8月26日	実地監査
産業人材育成センター倉吉校	平成27年8月24日	書面監査
産業人材育成センター米子校	平成27年3月17日	実地監査

（イ） 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 雑入（委託料の返納金）について、多額の未収金があり、収納の努力が不十分であった。（商工政策課）
- 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続きを行っていなかった。（経済産業総室）

ケ 農林水産部

（ア） 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
農林水産総務課	平成27年9月3日	実地監査
農業大 学 校	平成27年5月26日	〃

経営支援課	平成27年8月18日	〃
農地・水保全課	平成27年8月31日	書面監査
とっとり農業戦略課	平成27年9月3日	実地監査
生産振興課	平成27年8月25日	〃
畜産課	平成27年8月31日	書面監査
林政企画課	平成27年8月26日	実地監査
県産材・林産振興課	〃	〃
森林づくり推進課	平成27年8月31日	書面監査
水産課・とっとり賀露かっこ館	平成27年8月25日	実地監査
東部農林事務所	平成27年8月5日	〃
東部農林事務所八頭事務所	〃	〃
農業試験場・病虫害防除所	平成27年8月31日	書面監査
園芸試験場	平成27年4月21日	実地監査
鳥獣対策センター	平成27年8月31日	書面監査
畜産試験場	平成27年5月26日	実地監査
中小家畜試験場	平成27年8月31日	書面監査
鳥取家畜保健衛生所	平成27年6月16日	実地監査
倉吉家畜保健衛生所	平成27年8月31日	書面監査
西部家畜保健衛生所	平成27年8月28日	〃
林業試験場	平成27年8月25日	〃
境港水産事務所	平成27年4月21日	実地監査
水産試験場	〃	〃
栽培漁業センター	平成27年8月20日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県森林整備担い手育成対策事業費補助金について、過大に支出しているものがあつた。(林政企画課)
- 汚水処理槽内汚泥処理業務委託契約について、見積条件と異なる内容で契約を締結していた。(西部家畜保健衛生所)



## コ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県土総務課	平成27年9月1日	実地監査
技術企画課	平成27年8月25日	〃
道路企画課	平成27年7月24日	書面監査
道路建設課	〃	〃
河川課	平成27年8月3日	〃
治山砂防課	平成27年7月29日	実地監査
空港港湾課	平成27年8月6日	〃
鳥取県土整備事務所	平成27年7月15日	〃
八頭県土整備事務所	平成27年5月21日	〃
鳥取空港管理事務所	平成27年6月23日	〃
鳥取港湾事務所	平成27年5月21日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- 雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、多額の未収金があり、収納の努力が不十分であった。（河川課）

## サ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
中部総合事務所		
地域振興局	平成27年7月22日	実地監査
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農林局	平成27年7月27日	〃
県土整備局	〃	〃
西部総合事務所		

	地域振興局	平成27年7月15日	実地監査
	福祉保健局	〃	〃
	生活環境局	〃	〃
	農林局	平成27年7月29日	〃
	米子県土整備局	平成27年7月16日	〃
西部総合事務所日野振興センター			
	日野振興局	平成27年7月16日	実地監査
	日野県土整備局	平成27年4月22日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 家屋等貸付料について、多額の未収金があり、収納の努力が不十分であった。(中部総合事務所生活環境局、西部総合事務所生活環境局)
- 土木使用料(道路占用料)について、事実確認を行わないまま調定の取消しを行っていた。(西部総合事務所米子県土整備局)
- 土木使用料(道路占用料)について、調定が遅延しているものがあった。(西部総合事務所米子県土整備局)

シ 会計管理者

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計局	平成27年8月25日	実地監査
庶務集中局	平成27年8月26日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ス 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企業局	平成27年7月8日	実地監査
東部事務所	〃	〃
西部事務所	平成27年7月7日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## セ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
病院局	平成27年7月8日	実地監査
中央病院	〃	〃
厚生病院	平成27年7月7日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ソ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
教育総務課	平成27年9月3日	実地監査
教育環境課	平成27年8月6日	〃
小中学校課	平成27年7月29日	〃
特別支援教育課	〃	〃
いじめ・不登校総合対策センター	平成27年8月24日	書面監査
教育センター	平成27年6月8日	実地監査
高等学校課	平成27年8月6日	〃

社会教育課	平成27年8月25日	書面監査
図書館	平成27年6月8日	実地監査
人権教育課	平成27年7月29日	〃
文化財課	平成27年8月18日	〃
博物館	平成27年6月23日	〃
体育保健課	平成27年8月20日	書面監査
東部教育局	平成27年3月18日	実地監査
中部教育局	平成27年8月20日	書面監査
西部教育局	平成27年8月24日	〃
船上山少年自然の家	平成27年5月26日	実地監査
大山青年の家	平成27年8月25日	書面監査
埋蔵文化財センター	平成27年6月8日	実地監査
むきばんだ史跡公園	平成27年5月21日	〃
鳥取東高等学校	平成27年8月25日	書面監査
鳥取西高等学校	〃	〃
鳥取商業高等学校	平成27年8月24日	〃
鳥取工業高等学校	平成27年5月21日	実地監査
鳥取湖陵高等学校	平成27年8月26日	書面監査
鳥取緑風高等学校	平成27年6月8日	実地監査
青谷高等学校	平成27年8月25日	書面監査
岩美高等学校	平成27年8月24日	〃
八頭高等学校	平成27年3月12日	実地監査
智頭農林高等学校	平成27年8月25日	書面監査
倉吉東高等学校	平成27年4月21日	実地監査
倉吉西高等学校	平成27年8月24日	書面監査
倉吉農業高等学校	平成27年4月21日	実地監査
倉吉総合産業高等学校	平成27年8月25日	書面監査
鳥取中央育英高等学校	平成27年8月24日	〃
米子東高等学校	平成27年5月21日	実地監査
米子西高等学校	平成27年8月26日	書面監査
米子高等学校	平成27年8月25日	〃
米子南高等学校	平成27年8月24日	〃
米子工業高等学校	平成27年8月25日	〃
米子白鳳高等学校	平成27年4月22日	実地監査
境高等学校	平成27年4月21日	〃
境港総合技術高等学校	平成27年8月24日	書面監査
日野高等学校	平成27年8月25日	〃
鳥取盲学校	〃	〃

鳥取 <sup>るう</sup> 聾学校	平成27年3月18日	実地監査
鳥取養護学校	平成27年8月20日	書面監査
白兔養護学校	平成27年8月25日	〃
倉吉養護学校	〃	〃
皆生養護学校	平成27年3月17日	実地監査
琴の浦高等特別支援学校	平成27年8月20日	書面監査
米子養護学校	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 船上山少年自然の家給食業務に係る委託契約外2件について、契約書に定める従業員名簿等を受理していなかった。(船上山少年自然の家)
- 物品出納簿と現物が照合しなかった物品(所在不明の物品)について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。(八頭高等学校、倉吉西高等学校、日野高等学校)

タ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	平成27年9月1日	実地監査
鳥取警察署	平成27年3月18日	〃
郡家警察署	平成27年8月20日	書面監査
智頭警察署	平成27年3月12日	実地監査
浜村警察署	平成27年8月20日	書面監査
倉吉警察署	平成27年5月25日	実地監査
八橋警察署	平成27年8月20日	書面監査
米子警察署	〃	〃
境港警察署	〃	〃
黒坂警察署	平成27年4月22日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 黒坂警察署冷暖房設備保守委託業務契約について、契約書に定める作業報告書の受理が遅延していた。(黒坂警察署)

チ 各種委員会等

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
監査委員事務局	平成27年8月6日	実地監査
人事委員会事務局	平成27年8月25日	〃
労働委員会事務局	〃	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ツ 県議会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県議会事務局	平成27年8月6日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 政務活動費に係る交付金について、交付額に誤りがあった。(県議会事務局)
- 物品出納簿と現物が照合しなかった物品(所在不明の物品)について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続きを行っていなかった。(県議会事務局)

## 第2 監査意見

### 1 元気づくり総本部及び商工労働部共通

#### 県内出身大学生のUターン促進について（とっとり暮らし支援課及び就業支援課）

県内出身大学生のUターン促進は、県人口の社会減対策や県内企業の人材確保の観点で重要な施策であるが、関西本部では、大学と連携したUターン促進のための取組みが精力的に進められた結果、龍谷大学及び京都女子大学とは包括協定、神戸学院大学、同志社大学など5大学とは県内就職支援協定の締結に至っている。

その結果、関西圏では、Uターンを希望する学生に県内企業や仕事などに関する情報を積極的に伝えることができるようになり、Uターン就職率も上昇するなど成果が上がってきているところである。

一方、比較的県内出身者の多い他地域の大学に対しては、昨年度からふるさと鳥取県定住機構とともに、大学のキャリアセンター等の訪問などの取組みは行われているが、関西圏のように協定締結による大学と密接に連携した取組みは行われていない。

については、将来のUターンに繋げるため、関西圏以外の地域においても、県外へ進学した大学生へ、県内での仕事や暮らし、出来事などの情報を積極的に伝えるとともに、協定締結も視野に大学との連携を深める取組みを推進されたい。

### 2 観光交流局

#### 国際交流について（交流推進課）

県の国際交流については、現在、環日本海諸国をはじめ、各地域と交流が行われており、その中で、江原道、吉林省とは、昨年、友好交流20周年の節目を迎え記念の事業が実施される一方、台湾、タイなどとは東アジア他地域連携交流事業により日本語履修学生の受入れなどの事業も行われている。

今回の監査において、環日本海諸国（中国、韓国、ロシア、モンゴル）や東アジア（台湾、タイなど）との交流の今後の展開について、その戦略や方向性について十分な説明を伺うことができなかった。

国際交流は、多種多様なつながりを基に発展してきた経緯があり、また、その展開は交流先との交渉如何に左右されることから、必ずしも本県の方針どおりに推移するものとは限らないが、県が行う交流事業は、その展開次第では民間交流の動向にも影響を与えることもあり、中長期の視点で戦略・方向性などについて、県民に対しわかりやすく説明していくことが必要と考える。

については、これまでの交流の経緯や節目を踏まえて、今後の国際交流の戦略や方向性、民間交流の活性化への道筋などについて、県民にわかりやすい形で示されたい。

### 3 福祉保健部

#### がん対策の推進について（健康政策課）

鳥取県がん対策推進計画では、平成29年度までに胃がん等5つのがんについての検診受診率を50パーセント以上（指標は国民生活基礎調査等）に、また、精密検査受診率を95パーセント以上にすることを目標とし、その達成のため県は、がん検診キャンペーン月間等の啓発事業や出張がん教室の実施、がん検診推進パートナー企業の認定、休日がん検診支援等の取組みを実施しているところである。

しかしながら、受診率の状況(平成25年度)は、国民生活基礎調査では45パーセント前後、市町村が行う検診については30パーセント前後であり、精密検査の受診率は市町村が行った検診によると80パーセント前後であり、推進計画の目標を下回っている。

また、がんは近年、本県の死因第1位で、死亡者数の約3割を占め、全国的にみても、がんによる人口10万人当たりの75歳未満年齢調整死亡率はワースト3位（平成25年度）となっている。

**については、がん検診及び精密検査の受診率の向上に向け、未受診の要因や年齢層などの分析を踏まえた上で、受診につながるための効果的な啓発や情報提供などの方策について市町村と連携して検討・実施されたい。**

また、県内に事務所を置く企業等を対象としたがん検診推進パートナー企業の認定制度を設けており、この制度の中でパートナー企業から毎年受診率の報告を受けているが、この数値を活用した受診率向上への取組みも検討されるべきと考える。

**については、がん検診推進パートナー企業の受診率の更なる向上にインセンティブが働く方策についても検討されたい。**

### 4 生活環境部

#### バイシクルタウン構想について（環境立県推進課）

本県では、子どもから高齢者まで安全・安心で快適に走行できる自転車利用先進県を目指す「鳥取県バイシクルタウン構想」が平成25年に策定され、2020年までにマイカー通勤者約20万人のうち1万人を自転車・公共交通機関の利用による通勤等に転換する目標や自転車走行環境の確保などの施策の方向性を示し、その実現に取り組むため「鳥取県バイシクルタウン構想実現化プロジェクト」（平成23年度～）の事業が行われている。

プロジェクト事業では、自転車通勤チャレンジ参加者の募集・表彰や自転車好きを増やす「温泉ライダー」、自転車ツーリングサイトの開設などの取組みが行われ、主に自転車好きの文化の普及の観点からアプローチされているが、同時に、生活者として自転車利用がしやすい環境整備の観点からのアプローチも健康づくりの効果の視点からも必要と考えるが、そのための具体的な計画や進捗状況などは伺えなかった。また、構想実現のためには各施策が多岐にわたるため各部局の取組みを総括していくことが必要であるが、その機能が十分に発揮されていると



は言い難い。

については、バイシクルタウン構想実現に向けての推進体制を構築し、関係機関との連携を深め、具体的な取組計画を明らかにして県民に周知を図りながら、自転車利用先進県づくりに向けた取組みの一層の推進を図られたい。

## 5 会計管理者

### 物品の適正な管理について（庶務集中局）

平成25年度決算の定期監査結果報告において、物品と物品出納簿との照合の際、現物確認できなかったものを複数年放置していた事例が相当数あったことから、「県民の財産である物品の適正管理についての認識を新たにしていきたい」と意見したところである。

これを受けて、県では昨年12月に「速やかな亡失の判断をし、亡失の整理を行うこと」などを趣旨とした鳥取県物品事務取扱規則の運用方針の一部改正通知を行ったところであるが、平成26年度決算の定期監査においても、物品照合において現物確認できなかった物品について長期間亡失の判断を行っていないなど、依然として改善が図られていない状況が17機関において見受けられた。

については、物品の適正管理の徹底を図られたい。

## 6 教育委員会

### 教職員の多忙感解消の取組みについて（教育総務課）

県教育委員会においては、教職員の多忙感解消を目指し、平成25年度に「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を設置、平成26年度にはモデル校（1高校）において業務改善に取り組み、その成果について県立学校や市町村教育委員会との情報共有や事例集の作成を行い、普及を図っている。

さらに、モデル校で得られたノウハウをもとに、平成27年度は県立学校で「学校カイゼン推進校」を指定した重点的かつ計画的な取組みを行っているほか、市町村教育委員会と連携、協力した「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」を策定して、学校現場と教育委員会が共通認識を持ちながら、課題に対する具体的な取組みを進めることとしている。

このように県教育委員会では、教職員の多忙感解消を図るための取組みを進めているところであるが、これらの取組みは、この問題を抱えるそれぞれの学校現場の実情を踏まえた上で早期にかつ着実に実施されることが必要と考える。

については、県教育委員会においては、県立学校はもとより、市町村立学校についても各教育局と市町村教育委員会との連携を深め、モデル事業による取組みの成果がそれぞれの学校現場に着実に浸透するよう努めるとともに、学校現場での取組みの効果についても検証されたい。

## 7 警察本部

### 交通死亡事故対策について（警察本部）

県内の交通事故発生の状況は、近年、発生件数と負傷者数は減少しているものの、死者数30名前後で推移しており、平成26年度は34名と前年度に比べ9名増加となっているなど、減少傾向とはなっていない。

また、平成26年の人口10万人当たりの交通事故死者数は、本県は5.9人で、全国平均（3.2人）を大きく上回り全国第4位となっており、過去5年間でみても全国平均の数値を上回っている状況である。

死亡事故発生防止は、県民生活の上からも最重要の課題であり、死亡事故に至った要因を多角的に分析し、その結果に応じた対策を講じることはもとより、分析により得られた有用な情報を県民へ提供していくことが重要と考える。

県警察では事故防止対策として、事故発生現場の現場検証や事故分析をもとに関係機関との現地検討を行い、その結果を踏まえ交通安全教育、交通指導取締り、交通規制、広報啓発などに反映するとともに、事故多発地点等の情報をとっとりWebマップ（鳥取県地理情報公開システム）へ掲載されているところである。

**については、本県の交通事故死者数の減少に向けて、これまでの事故防止対策を随時検証するとともに、交通事故の分析情報を県民へ更に広くわかりやすく提供する方法を検討・実施されたい。**

### 第3 定期監査の重点事項の調査結果

委託業務に係る契約内容及び履行確認等について

#### 1 監査対象及び方法

(1) 対象機関

監査対象機関 127機関

○調査実施機関 121機関 (対象業務がない機関を除く)

(2) 対象業務

委託契約 (工事関係を除く)

(3) 調査の方法

- ・調査対象契約は、同種の委託業務に偏らないよう1機関10件以内を選定し、調査項目について、契約書等書面の確認及び聞き取り等により調査を行った。
- ・調査対象契約の選定にあたっては、新規のイベント、広告掲載、調査実施等、リスクが高いと思われるものを優先した。

○調査対象契約 902件

#### 2 重点調査項目

今回、重点を置いて確認した項目(重点調査項目)は、以下のとおり。

(1) 契約内容について

ア 契約書、仕様書等は業務を行うための必要事項を定めた内容となっているか。

(2) 業務の履行確認等について

イ 業務の成果や実績の確認を確実にやっているか。

ウ 業務の成果や実績は、契約書等に定めた内容となっているか。

エ 業務の完了及び完了報告は、期限内に行われているか。

(3) 委託金額の積算に係る事務について

オ 予定価格は適正に作成されているか。

カ 業務実績により委託料の額を決定する場合は、適切に業務内容及び金額の精査を行っているか。

#### 3 監査結果

○総括

今回調査対象とした902件の契約について重点調査項目を調査した結果、

・処置に該当するもの・・・45件(指摘1件、注意44件)

・処置に該当しない軽易なもの・・・63件

合計 108件

と何らかの改善が必要な事項(以下「要改善事項」という。)を含んでいる契約は、合計108件で調査対象契約全体の12%であった。

○重点調査項目の要改善事項の内訳

契約内容について・・・50件(6%)

業務の履行確認等について・・・51件(6%)

委託金額の積算に係る事務について・・・32件(4%)

合計 133件

(※要改善事項を2件以上含んでいる契約があり、上記要改善契約数(108件)とは一致しない。)

○なお、重点調査項目以外で11件の要改善事項があり、要改善事項を含む契約数は129件（対象契約数全体の13%）となる。

重点調査項目で要改善事項あり	108件（12%）
重点調査項目以外の要改善事項あり	11件（1%）
適切な契約数（要改善事項なし）	783件（87%）
合計	902件

## 4 監査意見

### （1）契約内容について

契約書に明記すべき委託業務の内容が具体的に示されていないものや、業務完了報告書の提出に関する規定のないものなどが見受けられた。

委託業務の内容については契約者双方で齟齬を生じさせないためにも、契約締結時点で業務管理上必要な事項は予め具体的に規定しておくことが求められる。

については、委託契約の締結に当たっては、契約締結の段階で業務内容を明確に示すとともに、業務管理上掲載すべき規定等の漏れがないか組織として十分な確認を行われたい。

### （2）業務の履行確認等について

業務の成果や実績は、契約書等に定めた内容となっているか確認を行った結果、契約業務自体が不履行のものは見受けられなかったが、作業報告書や業務完了報告書等の受理が遅延したものや、受理後に機関内不回議など情報共有していないものなどが見受けられた。

これらが生じた要因としては、担当者任せ、業者任せなど組織として十分な進行管理が行われていなかったことなどによるものと考えられる。

については、契約業務の進行管理について、担当者任せ、業者任せとならないよう、組織として留意されたい。

### （3）委託金額の積算に係る事務について

予定価格の積算について、可能な限り明確な積算に基づいて作成すべきであるが、積算根拠の記載のないもの、積算が「一式」を含む見積をそのまま根拠としているものなど、明確ではないものが見受けられた。

については、予定価格の積算に当たっては、同種の業務事例の情報収集や複数の参考見積を比較する等、市場価格の把握に努め、積算根拠の明確化を図られたい。

## <監査結果の詳細>

委託業務に係る契約内容及び履行確認等について

### 1 調査項目別の状況

調査項目別の状況は以下のとおりであった。

#### 【監査結果】

以下の項目で改善を要する事項が多かった。

- ・ 契約書等の内容について(50件)  
契約書等に業務を行うための必要事項の記載が漏れたものや契約書に添付すべき仕様書等が未添付のものなど。
- ・ 業務の履行確認等に係る事務について(33件)  
作業報告書や業務完了報告書等の受理が遅延したものなど。
- ・ 委託金額の積算に係る事務について(29件)  
可能な限り明確な積算に基づいて作成すべきところを、積算が明確とは言えないものなど。

各調査項目別に改善を要する主なものの具体的な状況は以下のとおりであった。

#### <契約内容>

##### ア 契約書等の内容について

- ・ 契約書等に業務完了報告書等の提出等が規定されていないもの(13件)
- ・ 契約書等の業務内容が具体性に欠けるもの(6件)
- ・ 契約書に添付すべき仕様書等が添付されていないもの(5件)
- ・ 暴力団排除に係る契約の解除条項が規定されていないもの(4件)

#### <業務の履行確認等>

##### イ 業務の成果や実績の確認について

- ・ 業務完了報告書、進捗報告書等を受理していないもの(4件)
- ・ 業務完了報告書等を受理後、機関内を回議していないもの(3件)

##### ウ 業務の成果や実績と契約書等の整合について

- ・ 業務完了後、変更契約を締結したもの(1件)

##### エ 業務の完了及び完了報告に係る事務について

- ・ 月報、作業報告書、点検結果報告書、業務完了報告書等の受理が遅延したもの(25件)

#### <委託金額の積算に係る事務>

##### オ 予定価格の作成等に係る事務について

- ・ 可能な限り明確な積算に基づいて作成すべきところを、積算が明確とは言えない見積を根拠にしているもの(19件)

##### カ 業務実績による委託料の精査について

- ・ 積算単位の時間や単価について誤った請求の精査を怠り、過大に支出し

たもの(2件)

- ・業務の実績精査の際、出納簿等の確認を怠ったもの(1件)

## 2 契約分類別の状況

### (2-1) 業務内容別の状況

業務内容と調査項目の関連性を確認するため、以下のとおり検証を行った。

#### 【監査結果】

広告・広報業務と保守管理業務が、他の業務に比べ改善を要するものの出現率が高く、それぞれ以下の傾向がみられた。

< 広告・広報業務について >

- ・可能な限り明確な積算に基づいて作成すべきところを、積算が明確とは言えない見積を根拠にしているものの出現率が高かった。

< 保守管理業務について >

- ・契約書の必要事項について一部記載が漏れたものや添付すべき仕様書等が未添付のものの出現率が高かった。

< 業務内容別の状況 >

業務分類	要改善項目												
	契約内容		履行確認		成果・実績		履行期限		予定価格		実績精査		計
	件数	件数;出現率	件数;出現率	件数;出現率	件数;出現率	件数;出現率	件数;出現率	件数;出現率	件数;出現率	件数;出現率	件数;出現率	件数;出現率	件数;出現率
保守管理	336	25 : 7%	7 : 2%	1 : 0%	13 : 4%	11 : 3%	1 : 0%	58 : 17%					
イベント	62	2 : 3%	0 : 0%	0 : 0%	2 : 3%	2 : 3%	0 : 0%	6 : 10%					
広告・広報	62	2 : 3%	2 : 3%	0 : 0%	3 : 5%	4 : 6%	0 : 0%	11 : 18%					
調査・研究	82	4 : 5%	0 : 0%	0 : 0%	2 : 2%	2 : 2%	0 : 0%	8 : 10%					
支援事業	61	3 : 5%	1 : 2%	0 : 0%	1 : 2%	0 : 0%	0 : 0%	5 : 8%					
その他	299	14 : 5%	4 : 1%	3 : 1%	12 : 4%	10 : 3%	2 : 1%	45 : 15%					
計	902	50 : 6%	14 : 2%	4 : 0%	33 : 4%	29 : 3%	3 : 0%	133 : 15%					

注)「出現率」の網掛けは、全体の出現率を上回るもの。

### (2-2) 契約形態別の状況

契約形態と調査項目の関連性を確認するため、以下のとおり検証を行った。

#### 【監査結果】

一者随意契約と通常型指名競争入札において、他の契約形態に比べ改善を要するものの出現率が高く、それぞれ以下の傾向がみられた。

< 一者随意契約について >

- ・可能な限り明確な積算に基づいて作成すべきところを、積算が明確とは言えない見積を根拠にしているものの出現率が高かった。

< 指名競争入札について >

- ・契約書の必要事項について一部記載が漏れたものの出現率が高かった。

<一般競争入札について>

- ・ 報告書等の受理遅延など、履行の確認が適切に行われていないものの出現率が高かった。

<契約形態別の状況>

業務分類	要改善項目														
	件数	契約内容		履行確認		成果・実績		履行期限		予定価格		実績精査		計	
		件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率	件数	出現率
一般競争	52	1	2%	3	6%	0	0%	2	4%	0	0%	0	0%	6	12%
制限付	102	5	5%	1	1%	0	0%	1	1%	2	2%	0	0%	9	9%
限定公募	20	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
指名競争	132	12	9%	3	2%	0	0%	4	3%	2	2%	0	0%	21	16%
随意契約	138	3	2%	0	0%	1	1%	4	3%	5	4%	1	1%	14	10%
一者随契	458	29	6%	7	2%	3	1%	22	5%	20	4%	2	0%	83	18%
計	902	50	6%	14	2%	4	0%	33	4%	29	3%	3	0%	133	15%

注)「出現率」の網掛けは、全体の出現率を上回るもの。

(2-3) その他の状況

調査項目と契約金額及び単発・継続事業との関連性についても確認したところ、業務内容や契約形態との関連性に比べ顕著ではないが、以下の傾向がみられた。

<予定価格100万円以下で単発事業の契約について>

- ・ 可能な限り明確な積算に基づいて作成すべきところを、積算が明確とは言えない見積を根拠にしているものの出現率が高かった。

## < 県各機関別の調査結果概要 >

### 【確認項目】

ア: 契約書等の内容、イ: 履行確認、ウ: 成果や実績と契約の整合性、エ: 履行期限、  
オ: 予定価格積算、カ: 精算を要する実績精査

(調査実施期間: H27.1.19～H27.7.29)

	区 分	調査 実施 機関数	調査 対象 契約数	要改善項 目がある 契約数	要改善項目の内訳					
					契約 内容	履行 確認	成果 実績	履行 期限	予定 価格	実績 精査
知 事 部 局	未来づくり推進局	1	10	1	0	0	0	0	1	0
	危機管理局	4	28	3	2	1	0	0	0	0
	総務部	11	93	7	2	0	2	4	0	0
	地域振興部	5	30	1	1	0	0	0	0	0
	文化観光スポーツ局	4	40	11	6	1	0	6	5	0
	福祉保健部	16	123	14	3	7	0	3	6	0
	生活環境部	7	46	3	1	0	0	0	1	1
	商工労働部	5	47	6	2	0	0	3	1	0
	農林水産部	14	84	2	1	0	0	0	1	0
	県土整備部	7	61	8	4	1	1	2	4	0
	総合事務所	12	115	22	17	0	0	5	0	2
	会計局	2	8	0	0	0	0	0	0	0
	企業局	3	22	2	0	0	0	0	2	0
病院局	3	24	2	1	0	0	1	0	0	
教育委員会	20	134	24	10	4	1	8	7	0	
警察本部	5	30	1	0	0	0	1	0	0	
各種委員会等	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
議会事務局	1	6	1	0	0	0	0	1	0	
計		121	902	108 (12%)	50	14	4	33	29	3

注) 要改善項目が2つ以上ある契約あり。

## < 調査対象契約の分類 >

### 【区分】

#### 1 業務内容による分類

A: 保守管理、B: イベント、C: 広告・広報、D: 調査・研究、E: 支援事業、F: その他

#### 2 金額による分類

A: 予定価格100万円以下のもの、B: 予定価格100万円を超えるもの

#### 3 契約形態による分類

A: 一般競争入札、B: 制限付一般競争入札、C: 限定公募型指名競争入札、D: 通常型指名競争入札、  
E: 随意契約(プロポーザル含)、F: 一者随意契約 注) Dには、指名競争入札後の随意契約を含む。

#### 4 単発・継続による分類

A: 単発、B: 継続

	1 業務内容						2 金額		調査件数
	保守管理	イベント	広告・広報	調査・研究	支援事業	その他	100万円以下	100万円超	
件数	336	62	62	82	61	299	267	635	902
割合	37%	7%	7%	9%	7%	33%	30%	70%	100%

	3 契約形態						4 単発・継続		調査件数
	一般競争	制限付	限定公募	指名競争	随意契約	一者随契	単発	継続	
件数	52	102	20	132	138	458	291	611	902
割合	6%	11%	2%	15%	15%	51%	32%	68%	100%



(参考 1)

### 平成26年度決算に係る定期監査の処置の概要

#### 1 処置の件数

(単位：件)

区 分	指 摘	注 意	合 計
本 庁	1 4 ( 1 2 機関)	1 4 8 ( 4 9 機関)	1 6 2 ( 5 2 機関)
地方機関等	1 1 ( 1 0 機関)	2 4 5 ( 6 7 機関)	2 5 6 ( 7 0 機関)
合 計	2 5 ( 2 2 機関)	3 9 3 ( 1 1 6 機関)	4 1 8 ( 1 2 2 機関)

(参 考)

25年度決算	4 7 ( 3 9 機関)	5 2 6 ( 1 4 2 機関)	5 7 3 ( 1 4 4 機関)
24年度決算	5 4 ( 3 5 機関)	4 7 4 ( 1 3 1 機関)	5 2 8 ( 1 3 3 機関)
23年度決算	3 6 ( 2 8 機関)	4 2 1 ( 1 2 0 機関)	4 5 7 ( 1 2 6 機関)

(注) 合計欄の( )の機関数は指摘又は注意に該当する実機関数であり、重複分を除いているため、合計機関数とはなっていない。

#### 2 処置の事項別内訳

##### (1) 指 摘

区 分	件 数	主 な 内 容
予算事務	0	—
収入事務	8	多額の未収金(収納の努力が不十分)、調定金額の誤り
支出事務	2	5万円以上の支出金額の誤り
契約事務	5	契約期間終了後の契約締結、契約書に定める書類の未受理
補助金等事務	2	交付決定の遅延、実績報告書の受理の遅延
工事の執行事務	0	—
財産管理事務	8	相当の期間にわたり行方不明物品の処分手続未実施
その他の事務	0	—
合 計	2 5	

##### (2) 注 意

区 分	件 数	主 な 内 容
予算事務	1	債務負担行為設定年度経過後の複数年契約の締結
収入事務	6 6	多額の未収金、調定金額の誤り、調定の遅延、督促状の未発行
支出事務	1 2	支出金額の誤り、契約伺への債務負担行為の議決書等の写しの未添付
契約事務	1 6 6	契約締結事務手続の遅延、契約書に定める書類の受理の遅延
補助金等事務	3 8	交付申請書の受理の遅延、実績報告書の受理の遅延
工事の執行事務	3	変更契約に係る協議手続の未実施
財産管理事務	1 0 5	物品出納簿と現物との未照合、行方不明物品の処分手続未実施、タクシーチケット利用承認(報告)簿の確認の不備
その他の事務	2	出納員の任免手続の遅延
合 計	3 9 3	

(参 考 2)

## 監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

### 1 鳥取県監査基準（抜粋）

別表第4（第10条関係）

#### 監 査 処 置 基 準

処置区分	処 置 の 事 案	処 置 の 内 容
指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考 上記の処置区分による処置が適当でないとき認められるときは、その他の処置をすることができる。

### 2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
1 予 算	○予算執行の不適正	○債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○予算配当（令達）がないまま又は配当（令達）を超えて執行しているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○収入	○調定の不適正 ○調定漏れ又は調定金額の誤っているもの ・合計額5万円以上 ○調定の遅延しているもの ・合計額50万円以上で3か月以上 ・合計額10万円以上で6か月以上
2 収 入	○未収金の整理の不 適正	○未収金に対する措置が適正を欠くもの ・未収金額が100万円以上のもの ただし、過年度未収金額が、前年度の未収金額（過年度分と現年度分の合計額）より減少しており、かつ次の項目いずれにも該当するものは、「注意」とする。 (1) 督促状、催告書を適正に発行している。 (2) 各債務者の状況を概ね把握している。 (3) 各債務者について、その状況を基に分類を行っている。 (4) 分類区分に則し概ね適正な対応を行っている。
	○その他	○その他収入事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○支出	○支出負担行為の不 適正 ○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・重大なもの又は著しいもの
3 支 出	○支出命令の不 適正	○支払いの遅延（延滞金等を伴うもの）しているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他契約事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの （契約書等に規定された完了報告書等の受理については6か月以上の遅延）
4 契 約	○補助金等の交付事務 の不 適正	○交付申請（変更を含む。）が遅延しているもの ・交付要綱・通知等で提出期限があるもの （6か月以上の遅延） ○実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が不適当なもの ・重大なもの又は著しいもの （遅延については、6か月以上のもの）
	○その他	○その他補助金事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
5 補 助 金 等	○その他	○その他補助金事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
6 工事の執行	○工事の変更契約の不 適正	○工事の変更（これに関連する契約変更を含む。）が適正に行われていないもの 又は不十分なもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他工事の執行に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
7 財 産	○県有財産及び物品の 取得又は処分の不適 正	○取得又は処分の事務手続きが適正でないもの ・ 著しいもの
	○県有財産及び物品 の管理の不適正	○管理が適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの ○管理の事務手続きが適正でないもの ・ 著しいもの
	○その他	○その他財産事務に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
8 その他	○その他	○1 から 7 の区分の各項目に該当しない適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの

注1 前年度の処置の区分、前年度の処置に対する改善状況等を考慮し、上記基準と異なることもある。

2 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

(1) 部局長協議

会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの。

(2) 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの。